

# 豊島区広報

発行所  
豊島区役所  
電話(971) (代)1101  
(代)1166  
昭和35年6月20日発行



7時まで開館中の区立豊島図書館(記事4面)

あなたの

## 人権は守られているか

区に「人権身の上相談所」

### 基本的人権

私達が、生れながらにして持っている尊い権利が、基本的人権で、この基本的人権は、日本の憲法でも最大限に保障しております。この基本的人権が犯されて生ずる色々な問題を、解決する相談が、人権相談です。

### 人権の擁護

皆さんの中で、自分の権利を犯されている人はおりませんか。このような方は、こわがたり、遠慮したりすることなく、皆さんの住所に住んでいる人権擁護委員か、東京法務局人権擁護部へ申し出て、正しい権利を守るようにして下さい。

人権擁護委員や、東京法務局の職員は、何れも、親切に皆さんのご相談に応じ、正しい人の味方となって、人権を犯されている気の毒な人達を、救済することになっていきます。

### 相談所の利用

このたび、区では、常時皆さんの人権相談に応ずるよう、次のように、「人権身の上相談所」を常設します。お気軽においで下さい。

開設月日  
毎月第2、第4火曜日午後1時より4時まで  
豊島区役所内相談室(雑司ヶ谷町5-6-1)雑司ヶ谷公園内)

### 相談員

豊島区人権擁護委員  
法務局職員  
尚、問合せは区役所総務係(電)971-1106へ

### 豊島区人権擁護委員

- 岸 寛 司 池袋四ノ四六五
- 大塚 丈一 東鴨五ノ二二〇
- 竹内 博司 東鴨五ノ二五三
- 加藤新太郎 池袋二ノ九三
- 糸井川洋平 池袋六ノ一九三
- 武部りつ 雑司ヶ谷町六ノ二四四
- 吉見新太郎 高田南町三ノ七五五
- 片岡 七郎 長崎一ノ三ノ四
- 河野 亀三 // 五ノ一三
- 小松原勇治 雑司町三ノ一九六

# 国民皆年金へスタート

## 拠出制国民年金とは

### 解説

拠出制の国民年金は、本年10月から受付を開始し、明年4月から実施される。この年金は、毎月保険料を納めて、老令、不慮の災害、あるいは働かざるの夫が死亡したときなどに年金が支給される制度です。加入対象

満20才以上60才未満の人で、公的年金（厚生年金保険、恩給、各種共済組合の年金等）制度等に加入していない方々全員が本年金制度の対象となります。しかし、次の方々は本人の希望により任意に加入する事ができる。

公的年金加入者の配偶者、学生、昭和36年4月1日現在で、50才をこえている方

#### 福祉年金

#### 所得状況届を早く

福祉年金をもらっている方は6月30日までに、「所得状況届」を、区役所民生課へ出して下さい。この届出をしないと、福祉年金をもらえなくなる場合がありますから、ご注意ください。

る方、保険料を納付するのが著しく困難な方は、保険料が免除される。

年金給付  
拠出制年金の種類は、①老令  
②障害、③母子、④遺児、⑤寡婦の各年金があつて、それぞれ一定期間以上保険料を納付したものに支給される。

は、この適用から除外され、50才から54才までの方に限って、任意に加入する事ができる。

保険料  
（20才から34才までは月額100円  
35才から59才までは月額100円  
60才以上は月額100円）

## 一斉実態調査

6月16日～8月13日

住民登録、国民年金  
国民健康保険

区では来る6月16日から8月13日までの間に、住民登録、国民年金（拠出制）、国民健康保険の実態調査を行う。これは区内全世帯を、区の職員が訪問して回り、次の事項を調査して、適正に事務処理を行う基礎を作るものです。

前もって、調査票を配付しますから、調査員がお伺いする前に、記入して置いて下さい。区民の皆さんは現在「勤務先

まで、記入して置いて下さい

2 障害年金  
保険料を一定期間（最低3年）納付した者が、目が見えなくなった、耳が聞こえなくなった、片手片足を失った、などの障害を受けたとき、年額2万4千円から、4万2千円まで支給される。なお、両手両足を失ったような重い障害を受けた方は、それぞれの年額に6千円が加算されます。

3 母子年金  
被保険者である妻が、一定期間保険料を納付したついで、一家の生計の中心である夫に死

別して、18才未満の子を扶養している場合は、年額9千2百円から2万5千8百円まで支給される。なお、2人以上の子供があるときは、第2子以降の子1人につき、4千8百円が加算される。

「区」の国民健康保険一つこれに加入して、被保険者として、診療を受けることが出来ます。

国民年金  
この調査は、明治39年4月1日から、昭和17年3月31日までに出生した日本国民で、日本国内に住所を有する人を対象に各世帯について行われます。また、この調査は、これからの年金制度を育てていくための基礎資料となるものです。

区民の皆さんは現在「勤務先

## 陸海空 自衛官募集

6月11日から7月11日まで

応募資格 満16才から25才までの者。

（実費、衣料付）  
大卒12カ月ごとに昇給、家族手当支給

（昭和17年9月1日までの間に生れた者）  
採用人員 陸上7千5百名海上3百名、航空千名  
試験 7月17日から7月31日までの間の1日で、筆記と口答試験、身体検査。

退職金 2年又は3年の任用期間を満了して退職したものは俸給の100日分又は100日分（2万5千円以上又は4万円以上）  
その他 毎月2日の割で有給休暇あり。夜間、休日の外出許可

受付期間 6月1日から7月11日まで、  
給与 初任給6千8百円

申込場所 区役所又は出張所に申込書、案内書があります。

# 夏期衛生強調運動

## みんなの力で

### 蚊も「ハエ」もない町に

「蚊とハエをなくす都民運動」は、今年で満5年目を迎えた。

6月は、準備期間、7月1日から9月30日までを実施期間として、関係官庁、地区委員会、民間諸団体の熱心な協力態勢も、このため、次の諸行事が準備されている。

#### 空地の除草

○ゴミの不法投棄を防止する。○家庭のまわりの除草を呼びかける。○空地は地主に除草をしてもう。○地主の不明なところは区土木課で除草するなど、蚊、ハエの発生源をなくする。

#### 薬品と補助金を支給

○この運動の実施団体に、補助金を交付する(計画書、報告書を出張所を通じて、区に提出すること)

○薬品は、世帯当り、うすめたもの約1リットルあて、地区団体を通じて、無料配付する。

#### ゴミ特別処理

6月1日から10月11日までの期間中は、塵芥特別処理期間として、ゴミ、汲取りなど完全処理を行う。

各所で、「ハエ」取りコンクリールを行う。

#### 下水道口は樽に

下水道口を入れる樽を、区内に配置して、期日を定めて、区、土木課でドロを集める。

### 衛生モデル地区決まる

今年度の衛生モデル地区が決まっている。

#### 衛生モデル地区

- 駒込6丁目町会
- 西巣鴨2丁目宮内町会
- 池袋2丁目北町会
- 雑司が谷町1丁目町会
- 目白町4丁目町会
- 長崎2丁目町会
- 椎名町4丁目町会
- 長崎5丁目町会
- 要町1丁目町会

### 実業、中小企業、農林の

### 功労者を都が表彰

#### 推薦は区役所へ

都では来る10月1日、都民の日を記念して、左記功労者の表彰を行います。該当者は、6月22日までに、区役所商工課へご推せん下さい。

なお、詳細は、区役所商工課電(91)一一〇一〜五へ記

1 実業に精励し、産業の振興

(1) 中小企業等協同組合法による組合の長 20年以上

(2) 同常勤の理事 25年以上

(3) 実業の社長等 20年以上

(4) 実業の取締役等 25年以上

(5) 中小企業協同組合法による組合設立以来35年以上

2 中小企業の発達に尽力し功

労顕著な者

(1) 中小企業等協同組合法による組合の長 20年以上

(2) 同常勤の理事 25年以上

(3) 農林、水産、畜産、蚕業等の振興に尽力し功労顕著な者

(4) 中小企業金融機関の長、常勤の理事 25年以上

(5) 中小企業協同組合法による組合設立以来35年以上

3 農林、水産、畜産、蚕業等の振興に尽力し功労顕著な者

(1) 森林の保続培養に尽力した者 100町歩以上

樽の使用、その他連絡は、区役所土木課へ(91)二三〇八

#### 警戒地域にハエ取り籠

○区・授産場製「ハエ」取り籠を、衛生指定地域に無料配給する。

#### 児童ポスター製作

○小、中学校の生徒を通じて、この運動の実行を進める。

#### 学校のポスター図案を募集

○生徒のポスター図案を募集する。

#### 児童ポスター製作

○小、中学校の生徒を通じて、この運動の実行を進める。

#### もうえないゴミは別に

ご家庭から出るゴミで、燃えないもの、ガラス、セトカケなどは、ゴミ箱に入らず、鉢へまとめて置いて下さい。清掃作業員が、ゴミ集めに廻ったとき、一緒に整理します。ゴミ、汲取りのことは(91)五四六一 豊島清掃事務所へ

#### 豊島清掃事務所へ

(2) 農芸、林業畜産、水産業 畜産の改良に尽力した者 30年以上

(3) 農林水産関係団体の長 20年以上

(4) 農林水産関係団体の常勤の役員 25年以上

(5) 農林水産関係団体の団体設立以来 35年以上

提出書類

1 性行評定調査書

#### その他

○映画会 各出張所地区ごとに2カ所あて、開催する。

○墓地除草、殺虫剤配布に伝教連合会との協力。

○下水の巡回殺虫、消毒を行う。(保健所)

#### ゴミ箱、大小屋を

#### 実費販売

区管長崎授産場では、ゴミ箱と大小屋の製造と、原価販売を行っている。

#### ゴミ箱

規格	特大	大	中	小
価格	700円	600円	280円	200円
送料	50円	50円	30円	30円

#### 大小屋

大800円、中500円、小300円

送料共(区内)

#### 申込場所

長崎授産場 長崎2の6 (91) 九四五八 又は 区役所厚生係(91) 八〇八一へ、代金は品物引換えてよい

#### 2 履歴書

#### 3 納税証明書

#### 4 推せん書

5 その他参考となる資料

# 夏の宵を絵の勉強

## 区民文化教室開く

区内の美術ファンたちに、豊島区美術家協会の諸先生方によって、絵画、彫刻、染色などを教授してもらう「区民文化教室」が、こんど次の要領により開講される。

一般愛好者は、どしどしご参加下さい。

### 科目内容

スケッチ、鎌倉ばり、染色

### 開講日時

6月28日より8月18日まで  
毎週火、木曜の二回、午後7時より9時まで

### 開講場所

雑司が谷中学校

### 定員

各科目30名

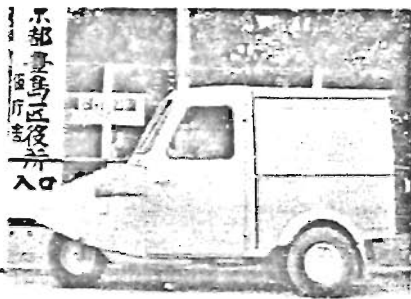
### 参加資格

豊島区居住、又は区内に勤務する者

### 出張所連絡に

#### ミゼット

区役所と出張所を結ぶ連絡用として、こんど写真の様な送車が購入された。今までの自転車運送に代って、出張所を巡回する「ミゼット」定郵便により、事務の効率化が期待されている。



豊島区教育委員会、豊島区美術家協会  
豊島区教育委員会、豊島区美術家協会  
尚、余程があれば中途からでも申込みできます。  
「電話での問合せは、朝一六六ノ九内線30番へ」

### 板橋登記所新庁舎へ

東京法務局板橋出張所（登記所）は、かねて改築のため、仮庁舎に移っていたが、この程、モダンな鉄筋建の新庁舎が、旧所在地（板橋区仲宿36

### 豊島区の人口

世帯	97,659
人口	337,312
男	172,689
女	164,623

昭和35年6月1日現在

番地）に完成したので、6月13日から執務する。

### 引揚給付金

時効期限を一カ年延長

引揚者とその遺族に支給する給付金の請求は、去る5月16日で時効となる筈であったが関係法が改正され、時効期限が一カ年延長され、昭和36年5月16日までとなった。

### 立豊島図書館

7時まで開館

5月21日から7月9日までの間、午後7時まで開館する。

- 入館料 無料
- 蔵書数 一六、八八一冊
- 収容人員 二九八名
- 開館時間 午前9時～午後5時(7時)
- 休館日 国民の祝日・毎月14日(館内整理日)

### 6月の配給

- 第1回 内地米 2KG 6月3日～6月10日
- 第2回 内地米 2KG 6月13日～6月20日
- 第3回 内地米 2KG 6月23日～6月30日
- 第4回 信用米①1KG 6月1日～6月30日
- 第5回 信用米②1KG 6月1日～6月30日
- 第6回 特選もち米2KG 6月1日～6月30日

### 図書案内 (5月分)

- 宮本武蔵2巻 吉川英治
  - 日本の黒い霧 松本清張
  - 明治外交史 英 修道
  - 岩波ロシヤ語辞典 八杉貞利
  - 演劇概論 ヴイリエ
  - 染めもの 森田啓一
  - 動物生理学 飯田 煎
  - 小資本の開業案内と 藤 亮 支 彦 河田 栄
  - 土 偶 江村 雄
- 他に図冊が購入された

## 特別区民税 (1期分)

6月30日まで

第2期以後分を6月中に前納すると、奨励金が出ます  
納入は

区役所又は出張所  
郵便局・銀行・信用金庫へ

課税について不審のある方は、6月中に区役所  
事務課へお申出下さい。

## 軍人恩給の請求

7月31日で時効

も軍人、遺族およびその遺族の方々のつぎの事項に該当する方は、昭和35年7月31日以前に請求をしない方は、至急手続をして下さい。

### 1 普通恩給

①所定の期間在職して退職された方(兵、下士官は実役12年以上、准士官以上は実役13年以上、軍医は17年以上)

②軍人恩給廃止(昭和21年2月1日)前に恩給を受けたことのある方

### 2 普通扶助料

①軍人恩給廃止前に普通扶助料を受けたことのある方

②普通恩給を受けられる方

③前項のある方が未請求のまま死亡された場合

④遺族

⑤公務扶助料

戦死又は戦傷死等公務に  
より死亡された方の遺族  
4 一時恩給  
引続き7年以上在職して  
退職された方  
5 一時扶助料  
一時恩給を受けられる  
権利のある方で未請求のま  
ま、死亡された場合の遺  
族  
6 傷病恩給  
公務のため負傷又は病気  
にかかり、現在なおその  
障害を残している方は、  
その程度によって恩給が  
支給されます。

この請求は退職または定  
状確定の日から7年間で  
時効になりますから該当  
すると思われる方はお申  
出下さい。

問合せは、区役所民生課  
電話(殖)八〇八一、又は、  
東京都民生局援護部世話課  
電話(殖)五一一一内線二五  
二二